

整理番号					
		1			

高等学校における障害のある生徒の社会への円滑な移行に向けた進路指導と連携の進め方等に関する研究

「発達障害等のある生徒の進路指導の連携先(特別支援学校)に対する調査」へのご協力をお願い

調査の目的

高等学校に在籍する発達障害等のある生徒の進路指導に関して、連携先となる特別支援学校や福祉・労働機関が行っている「高等学校への支援の状況」及び「高等学校に期待する連携の在り方」を把握することを目的としています。このうち、本調査票は、特別支援学校を対象としたものになります。

調査結果は、発達障害等のある生徒の進路指導に役立つ資料として活用させていただきます。

回答をお願いしたい方

貴校で進路指導担当や特別支援教育コーディネーター等のうち、本調査への回答に当たり最も実態を把握している方1名がお答えください。

*貴校の判断で高等学校との連携経験が豊富な方を選定してください。

調査の倫理的配慮について

- (1)本調査の回答は任意です。設問をご一読の上、調査協力についてご検討ください。
- (2)本調査は発達障害等のある生徒の進路指導と連携の進め方を把握するもので、学校の取組を評価することを目的に実施するものではありません。
- (3)本調査の実施にあたっては、守秘義務を厳守いたします。また、回答データは研究所の規定に基づいて適切に管理・破棄します。
- (4)本調査の成果は報告書として公表すると共に、学会等でも公表を予定していますが、個人や機関が特定できる形での公表は行いません。
- (5)調査協力は自由意思によりますので途中で回答をやめることができます。回答なさらない場合にも不利益は生じません。調査票の回答及び返送(送信)をもって、調査への同意を得たものと致します。

本調査における障害の定義

本調査における**障害の定義**については、**調査票の最後のページ**に示しております。回答の際にご参照ください。

返送について *可能な範囲でのご回答・返送でも結構です。何卒ご意見をお聞かせください。

令和4(2022)年1月31日(月)までに、同封の返信用封筒にて返信、もしくは次のURLからご回答願います。http://www.nise.go.jp/nc/study/intro_res/j_survey8

問い合わせ先: 調査についてご不明なことがありましたら、お手数ですが下記までお問い合わせください。

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 重点課題研究進路チーム
担 当: 坂本、榎本、伊藤 (3名で対応) メールアドレス: j-shinro-r@nise.go.jp

1. 貴校とご回答者の属性についてお尋ねします。

【貴校について】

(1) 本校、分校、分教室等の別をお答えください。(あてはまるものを1つ選び数字に✓)

1	本校	2	分校／分校舎 等	3	分教室／分級 等
---	----	---	----------	---	----------

※本校、分校、分教室等が設置されている場合は、各々でご回答をお願いします。

(2) 設置されている学部をお答えください。(あてはまるものを全て選び数字に✓)

1	幼稚部	2	小学部	3	中学部
4	高等部(普通科)	5	高等部(職業・専門学科)		

(3) 学校が対象とする障害種をお答えください。(あてはまるものを全て選び数字に✓)

※学則その他設置者の定める規則に記載された種別について、あてはまるものを選択してください。

1	視覚障害	2	聴覚障害	3	肢体不自由	4	病弱・虚弱	5	知的障害
6	【その他】具体的にお書きください。								

【貴校(高等部)の生徒について】

(4) 学校が対象とする障害種の生徒のほかに、発達障害の診断や判定がある生徒や、その疑いのある生徒が在籍するかどうかをお答えください。(あてはまるものを1つ選び数字に✓)

※他の障害との重複事例を含みます(例:知的障害とASD)。

1	在籍している	2	在籍していない
---	--------	---	---------

1を選択の場合、以下の質問にお答えください。

現在在籍している生徒の障害種をお答えください。(診断や判定がない場合は、巻末の定義を参照の上、障害特性に近いものを選択してください。／あてはまるものを全て選び数字に✓)

1	LD	2	ADHD	3	ASD
---	----	---	------	---	-----

現在在籍している生徒の発達障害の診断・判定の状況、障害者手帳の取得状況(療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・身体障害者手帳のいずれか)及び、本人の障害特性への気づきの有無についてお答えください。(あてはまるものを全て選び数字に✓)

1	診断・判定あり／手帳あり	2	診断・判定あり／手帳なし
3	診断・判定なし／本人の障害特性への気づきあり	4	診断・判定なし／本人の障害特性への気づきなし
5	【その他】 具体的にお書きください。		

【貴校(高等部)の進路指導に関する関係機関等との連携状況や、活用しているツールの状況等について】

(5) 自校の生徒への進路指導に当たり、相談先や支援の依頼先として連携している機関としてあてはまるものがあればお答えください。(あてはまるものを全て選び数字に✓)

1	ハローワーク	2	障害者就業・生活支援センター	3	就労継続支援 A 型事業所	4	就労継続支援 B 型事業所
5	就労移行支援事業所	6	発達障害者支援センター	7	地域障害者職業センター	8	職業能力開発校
9	県、市町村の福祉関係各課	10	相談支援事業所	11	社会福祉協議会	12	自立訓練事業所
13	生活介護事業所	14	企業	15	大学・短期大学	16	専門学校
17	【その他の機関(自治体が設置する就労支援センター等)との連携】具体的にお書きください。						

(6) 自校の生徒への進路指導に当たり、就労に向けたアセスメントで活用しているツールがあればお答えください。(あてはまるものを全て選び数字に✓)

1	就労支援のためのチェックリスト	※障害者職業総合センターが 2009 年に公開したチェックリスト「就労支援のための訓練生用チェックリスト」と「就労支援のための従業員用チェックリスト」から構成					
2	就労移行支援のためのチェックリスト	※障害者職業総合センターが 2007 年に公開したチェックリスト					
3	上記、1・2以外のチェックリスト 【リストの名称(具体的に)】	※自校または他機関(都道府県教育委員会等)で作成したものを含む					
4	ワークサンプル	※実際の職務を構成する作業の要素を抽出し作成した作業課題の遂行状況・成績から個人の作業特性・能力を客観的に把握する方法。 ワークサンプル幕張版(障害者職業総合センターが開発)など					
5	その他のアセスメントツールを利用 【ツールの名称】 具体的にお書きください。	※WAIS、GATB 等標準化された検査、TTAP、産業現場等における実習〔就業体験〕時の評価票など					
6	他機関(就労移行支援事業所、障害者職業センター、自治体が設置する就労支援センター等)が実施するアセスメントを活用	7	アセスメントツールは利用していない				

(7) 自校の生徒への進路指導に当たり、キャリア・パスポートの活用状況としてあてはまるものをお答えください。(あてはまるものを1つ選び数字に✓)

1	キャリア・パスポートを作成しており、進路指導に活かしている事例がある
2	キャリア・パスポートは作成しているが、進路指導に活かしている事例はない
3	キャリア・パスポートの作成は進んでいない
4	【その他】 具体的にお書きください。

【ご回答者について】

(8) 担当している校務分掌(令和3年 12 月1日現在)をお答えください。(あてはまるものを全て選び数字に✓)
また、校務分掌のうち、1 と 2 については、経験年数(現所属校以外の経験を含む)を数字でお答えください。

1	進路指導担当(進路指導主事等)		年		ヶ月
2	特別支援教育コーディネーター		年		ヶ月
3	学級担任				

(9) 障害のある高等部の生徒(診断・判定あり)に対する「直接的な指導・支援経験」の有無をお答えください。

(あてはまるものを1つ選び数字に✓)

また、「ある」と回答した方は、現所属での障害のある生徒に対する支援経験年数と、現所属以外の経験も含めた支援経験年数を数字でお答えください。(令和3年12月1日現在の状況をお書きください。)

1	ある	現所属での支援経験年数		年		ヶ月
		現所属以外の経験を含む支援経験年数		年		ヶ月
2	なし					

2. 貴校(高等部)において、対応可能な高等学校への支援、及びこれまでの対応実績について伺います。

(1) 約3年間(令和元年度～現在)に、貴校で、高等学校から相談や支援の依頼を受けたことがあるかお答えください。(あてはまるものを1つ選び数字に✓)

1	依頼を受けた	2	依頼を受けていない	⇒ 設問3(p8)にお進みください。
---	--------	---	-----------	--------------------

1を選択の場合、分かる範囲で以下の質問にお答えください。(①②とも、あてはまるものを全て選び欄に✓)

- ① 高等学校から相談や支援の依頼を受けたことがある障害種をお答えください。また、そのうち、
② 自校のノウハウでは、相談や支援への対応が困難であった障害種をお答えください。

※視覚障害→視、聴覚障害→聴、言語障害→言、肢体不自由→肢、病弱・虚弱→病、知的障害→知、
発達障害→発、精神障害→精

	視	聴	言	肢	病	知	発	精
①相談や支援を受けた障害種								
②対応が困難であった障害種								

以下の2.(2)(3)は、(1)で約3年間(令和元年度～現在)に、貴校で、「高等学校からの相談や支援の依頼を受けたことがある」と回答した場合のみお答えください。

以下では、高等学校への支援のうち、「進路指導」に関連する内容を中心に伺います。

回答に当たっては、2.(1)の①で回答した「相談や依頼を受けた障害種」の中から、障害種を1つお選びいただき、その障害種の支援を想定してお答えください。

(2) 2.(3)でご回答いただく、障害種を1つ選択してください。(あてはまるものを1つ選び数字に✓)

1	視覚障害	2	聴覚障害	3	言語障害	4	肢体不自由	5	病弱・虚弱
6	知的障害	7	発達障害	8	精神障害				

(3) 2.(2)で1つ選択いただいた障害種について、高等学校へ「対応可能な」支援(これまでの対応実績を問いません)、実際に「対応実績がある」支援についてそれぞれ伺います。

1) I 高等学校への支援に当たり、「誰」に対する助言や支援が対応可能であるかお答えください。

II また、これまでに、高等学校への支援において対応実績のある「対象者」があれば、分かる範囲でお答えください。

(あてはまるものを全て選び欄に✓)

助言や支援の対象者		I 対応可能	II 対応実績あり
①	学校・教員		
②	保護者		
③	生徒(本人)		
【その他】具体的にお書きください。 [I] 対応可能: [II] 対応実績あり:			

2) I 高等学校への支援に当たり、①から㉔の助言や支援のうち、対応可能な「内容」をお答えください。

II また、これまでに、高等学校への支援において対応実績のある「内容」があれば、分かる範囲でお答えください。

(あてはまるものを全て選び欄に✓)

助言や支援の内容		I 対応可能	II 対応実績あり
①	障害の理解・啓発に関すること		
②	障害特性に配慮した授業づくりに関すること		
③	障害特性に配慮した個別の指導・支援に関すること		
④	学習上、生活上の困難の把握に関すること		
⑤	保護者との連携に関すること		
⑥	個別の指導計画・個別の教育支援計画の作成に関すること		
⑦	個別の移行支援計画の作成に関すること		
⑧	障害の診断に向けた受診の進め方に関すること		
⑨	障害者手帳の取得に関すること		
⑩	障害者の雇用制度と支援内容に関すること		
⑪	就労支援を行う機関(ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、発達障害者支援センター、就労移行支援事業所等)の利用に関すること		
⑫	自立に向け求められる作業を実施する力に関すること		
⑬	自立に向け求められる対人・コミュニケーション力に関すること		
⑭	自立に向け求められる基本的な生活力に関すること		
⑮	自立に向け求められる自己理解(障害特性の理解を含む)に関すること		
⑯	自立に向け求められる心理的安定に関すること		
⑰	卒業後の自立を見据えた、よりよい進路選択(就職・進学)の進め方に関すること		
⑱	就労に向けたアセスメントに関すること(アセスメント実施、実施の支援等)		
㉔	キャリア・パスポートの作成に関すること		

助言や支援の内容		I 対応可能	II 対応実績あり
②⑩	就職時の採用試験に当たっての合理的配慮に関すること		
②⑪	進学時の受験に当たっての合理的配慮に関すること		
②⑫	就職後の職業生活に当たっての合理的配慮に関すること		
②⑬	進学後の学生生活に当たっての合理的配慮に関すること		
②⑭	就職に伴う企業等への情報の引継ぎに関すること		
②⑮	入学に伴う進学先への情報の引継ぎに関すること		
②⑯	在宅勤務に向けた取組に関すること(在宅勤務が可能な企業の情報提供等)		
【その他】 具体的にお書きください。 [I] 対応可能: [II] 対応実績あり:			

- 3) 2)の①から②⑯の助言や支援の内容について、就労支援を行う機関との役割分担の考え方や実績を伺います。
- I 特に、就労支援を行う機関に担ってほしい助言や支援の内容があれば、①～②⑯の中から要望順に上位3つをお答えください。
- II また、これまでに、高等学校への支援に当たり、就労支援を行う機関に実際に担ってもらった助言や支援の内容があれば、①～②⑯の中から特に有効だったと考えられる順に上位3つお答えください。

I 特に、就労支援を行う機関に担ってほしい内容(要望順)			II 就労支援を行う機関からの助言や支援で特に有効だったと考えられるもの(有効であった順)		
1位	2位	3位	1位	2位	3位

- 4) 高等学校への支援の「方法」についてお尋ねします。
- I 助言や支援に当たり、対応可能な「方法」をお答えください。
- II また、これまでに、高等学校への支援において対応実績のある「方法」をお答えください。
 (あてはまるものを全て選び欄に✓)

助言や支援の方法		I 対応可能	II 対応実績あり
①	ケース会議への参加		
②	研修の実施(研修講師)		
③	対象校への訪問による支援		
④	対象校からの来校による支援		
⑤	メールによる支援		
⑥	オンライン会議システムによる個別支援(Zoom、Microsoft Teams 等)		
⑦	同行支援(企業、関係機関等)		
【その他】 具体的にお書きください。 [I] 対応可能: [II] 対応実績あり:			

- 5) 高等学校への支援について、①支援がうまく進んだ「好事例」、②支援がうまく進まなかった「困難事例」がありましたら、さしつかえない範囲で(個人情報に触れない形で)、具体的な内容を教えてください。(自由記述)

①好事例	②困難事例
例：〇〇の特徴のある高等学校に対し、〇〇の支援を行ったところ、〇〇の成果がみられた。	例：〇〇の高等学校に対し〇〇の支援を行ったが、〇〇という点で連携が難しかった。

設問3、4は全ての方がお答えください。

3. 貴校(高等部)における、高等学校への支援の展望について伺います。

- (1) 高等学校への支援に向けて、貴校において、①対応可能な支援(どのような助言や支援を、どこまで行えそうかと、②対応が難しい支援について、具体例を教えてください。(自由記述)

*回答は、Ⅰ 発達障害とⅡ 発達障害以外の障害に分けてご回答ください。

Ⅱについては、具体的な障害種と併せてお答えください(例：〇〇障害の場合～)。また、障害種によって、特に回答内容に差がない場合には、「Ⅰと同じ」などとお書きください。

	① 対応可能な支援	② 対応が難しい支援
I 発達障害	例:〇〇については校内研修を通じた学校への情報提供という形であれば対応可能である。	例:〇〇については、生徒への直接的な支援は難しい。
II 視覚障害、聴覚障害、言語障害、知的障害、精神障害、 肢体不自由、病弱・虚弱、	例:〇〇障害の場合、〇〇については校内研修を通じた学校への情報提供という形であれば対応可能である。	例:〇〇障害の場合、〇〇については、生徒への直接的な支援は難しい。

(2) 高等学校との連携に向けて、①高等学校に期待すること、②高等学校から特別支援学校への相談手続きにおいて希望すること、について具体例を教えてください。(自由記述)

① 高等学校に期待すること	② 高等学校から特別支援学校への相談手続きにおいて希望すること
例: 連携に当たり、〇〇してもらえると、〇〇の支援を進めやすい。	例: 〇〇の方法により、〇〇に問い合わせしてほしい。問い合わせに当たっては、〇〇を準備してほしい。

4. その他

*本調査の結果と連携機関(特別支援学校、福祉・労働機関)担当者のヒアリングを基に、高等学校における発達障害等のある生徒の進路指導に役立ててもらうための実践ガイドを作成する予定です。

そこで、今後ヒアリング調査にご協力いただけるかどうかお尋ねいたします。

ご協力いただける場合は、担当者様の連絡先もお知らせください。

(1) ヒアリング調査の協力について(あてはまるものを1つ選び数字に✓)

1	協力できる	2	協力は難しい
---	-------	---	--------

(2) 連絡先

お名前		学校名	
メールアドレス		電話番号	

調査は以上になります。お忙しいところご協力いただき大変ありがとうございました。

本調査における障害の定義

本調査でご回答をいただく障害について以下のように定義します。なお、発達障害については、発達障害者支援法において「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されており、本定義では学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害(ASD)のそれぞれについて示しています。

視覚障害	・盲：視覚による教育が不可能または著しく困難で、主として触覚及び聴覚など、視覚以外の感覚を利用した教育が必要な程度 ・弱視：視覚による教育は可能であるが、文字の拡大など教育上特別の配慮が必要な程度(視野障害や、明るいところがまぶしく感じる羞明や暗いところが見えにくい夜盲等の明暗順応の障害を含む)
聴覚障害	・聾：両耳の聴力損失 60 デシベル以上、または補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能、または著しく困難な程度 ・難聴：両耳の聴力損失 60 デシベル未満、または補聴器を使用すれば通常の話声を解することが可能な程度
言語障害	・言語障害とは、発音が不明瞭であったり、話し言葉のリズムがスムーズでなかったりするため、話し言葉によるコミュニケーションが円滑に進まない状況であること、また、そのため本人が引け目を感じるなど社会生活上不都合な状態 ・例えば、構音障害、音声障害、流暢性の障害、言語発達遅滞、口蓋裂など
肢体不自由	上肢機能障害、下肢機能障害、上下肢機能障害、他の機能障害(体幹(胴体)に関する機能障害、体幹と上肢の機能障害、体幹と下肢の機能障害、体幹と上下肢の機能障害および運動の障害)
病弱・虚弱	・心臓機能障害、じん臓機能障害、呼吸器機能障害、ぼうこうまたは直腸の機能障害、小腸機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害、肝臓機能障害及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療または生活規制を必要とする程度のもので、医師の診断書がある者 ・身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもので、医師の診断書がある者または、健康診断等において上記の障害があることが明らかになった者(てんかん、アトピー性皮膚炎、食物アレルギー、アナフィラキシー等で、身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする者)
知的障害	一般に、同年齢の子供と比べて、「認知や言語などにかかわる知的機能」の発達に遅れが認められ、「他人との意思の交換、日常生活や社会生活、安全、仕事、余暇利用などについての適応能力」も不十分であり、特別な支援や配慮が必要な状態
LD	基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すもの
ADHD	年齢あるいは発達に釣り合いなない注意力、及び／又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもの
ASD	他人との社会的関係の形成の困難さ、興味や関心が狭く特定のものにこだわること等を特徴とする行動の障害
精神障害	以下の疾患が継続して医療または生活規制を必要とする程度のもので、医師の診断書がある者または、健康診断等において下記の障害があることが明らかになった者 ・統合失調症等：統合失調症、統合失調型障害及び妄想性障害等 ・気分障害：躁病エピソード、双極性感情障害、うつ病エピソード、反復性うつ病性障害、持続性気分(感情)障害等 ・神経症性障害：不安障害、強迫性障害(強迫神経症)、重度ストレスへの反応及び適応障害、解離性(転換性)障害、身体表現性障害、神経衰弱等 ・摂食障害、睡眠障害等……摂食障害、睡眠障害、依存を生じない物質の乱用等

*発達障害の「診断がある」者とは、精神科医による医学的な診断がある者、「判定がある」者とは、診断はないが、過去に公的機関(児童相談所、療育センター、教育センター等)において発達障害が認められると指摘を受けたことがある、または、特別支援教育の制度を利用していた(「通級による指導」を受けていた、特別支援学級に在籍していた等)ことを、本人の申告や関係機関の引継ぎから把握している者とします。